

著作権法改正要望へのパブリックコメント

2004年10月に、文化庁が[著作権法改正要望事項に対する意見募集](#)を行いました。これは、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の検討課題として事前に特定の団体から水面下で集めた[要望事項](#)に対して、パブリックコメントとして広く意見を募集したものです。

その意見募集に従い私から文化庁にメールで送付した意見は、以下のとおりです。

1. 著作物の定義関連

要望中「(3) 「工業ノウハウが設計図面等に表現されたもの」を著作物として明文で保護」とありますが、工業ノウハウやアイデアそのものが著作物となることは、著作権の制度趣旨にそぐわないものと考えられるため、著作権法改正で対処すべきではないと考えます。工業ノウハウ流出の懸念については理解しており、金型業界と同様の懸念を持っておりますが、現状でも「アイデアを文書化して民間企業に登録しておけば、著作権法によって、格安で特許と同様の権利が得られる」といった誤解があり、またその誤解につけ込んだビジネスも蔓延する中で、上記のような紛らわしい改正は、国民に大きな損害を与えることになるものと考えます。

2. 著作者の権利関連

要望中、「中古品の譲渡に関して権利者に利益を還元すべき」との意見が散見されますが、大事なことを忘れていていると思います。我が国は「知的財産立国」とともに、「環境立国」を標榜し、「循環型社会」を目指して企業などに大きな負担を強いながらも「3R」と呼ばれる諸政策を実施し、国際的にアピールもしております。その「3R」とは第一に「Reduce」（捨てない）、第二に「Reuse」（再利用する）、最後に「Recycle」（再生利用する）のことであり、この点からも再利用の場として中古市場の活性化は重要であります。

環境立国の柱の一つとして「環境教育」がありますが、国家の教育を預かる文部科学省として、「どうして不要なゲームソフトやコミックを（この優先順位のとおり）中古として再利用してはいけないの？」という子供の疑問に答えることができるのでしょうか。

地球環境のために、持続的発展が可能な社会のために、社会の一員として、多くの企業は大きなコストを負担して、政府の環境政策に協力しております。特に製造業においては、「宇宙船地球号」の責任ある一員として、各社が地球にやさしい製品や生産技術の開発に莫大な投資を行い、自動車業界においてはそれが業界再編の一因にもなったといわれております。一方で一部の業界・権利者の私欲のためにこれに反する法改正を認めることは、不公平を生じ、政府への不信感から環境政策の後退につながり、我が国は環境に関する国際的枠組みにおける指導的立場・信用・発言力を失うこととなります。低公害車や省エネ家電の開発など、日本企業の環境対応が世界でも高い評価を受ける中で、これは国益の喪失と呼ぶより他にありません。

3. 著作隣接権関連

要望中、「アクセス権」の創設についての言及がありますが、情報そのものへのアクセスを法的権利をもってコントロールすることはコピーライト即ちコピー権という著作権の本質から逸脱するばかりでなく、このような権利が情報統制に濫用され、報道の自由・表現の自由等の憲法で国民に認められている利益を害することになるであろうということは、目に見えております。

また、理由のひとつとして「スクランブルの回避への対抗手段」ということが挙げられておりますが、放送即ちブロードキャストの事業として、そもそも有料で「キャスト」というビジネスモデル自体成立するのかどうかということを含めて考えるべきであり、成立を担保できるかどうかはあくまで技術の問題であって、安易な法規制に頼るべきでなく、法的に保護する性質のものでもないと考えます。

4. 著作権等の制限関連

要望中、「フェアユース規定」の導入についてこれを切望する声が多く見られますが、現状で「文化的所産の公正な利用」への留意が不十分で、均衡を欠いていることは明らかであり、また導入によって権利者の利益を害するものでなく、導入しない理由はないものと思われます。

また、要望中には触れられていませんが、いわゆる「技術的保護手段」について、いまや自動車でも車内 LAN に関する技術が開発される時代、産業界ではソフトウェアに関する

技術とその互換性といったものが大きなポイントとなっており、互換性を要するプログラムについてプロテクトをすることにより事実上リバースエンジニアリングを禁じ、力のある大手完成品メーカーが中小のパーツメーカーやアフターパーツメーカーを支配しまたは市場から締め出すことに悪用するケースがアメリカ等で散見されます。不正になされる通常のリバースエンジニアリングは正当な競争行為であり、自由な競争を不当に制限することのないよう、また市場の独占・寡占を招くことのないよう配慮し、技術的保護手段の回避行為に例外を認めるべきであると考えます。

5. 保護期間関連

要望中、「保護期間を 50 年から 70 年に延長すべき」との意見が多く見られますが、安易に延長すべきではないと考えます。

ひとつには一度保護期間の延長を行うと、70 年の次は 90 年といった具合に、際限なく延長の要望が出されるであろうということは、アメリカの例を見ても容易に想像できることであり、このむやみな延長が「ミッキーマウス保護法である」と揶揄されて国民の反発を招き、アメリカの知財政策に大きな影を落としていることは明らかであります。「今さえよければいい」「自分さえよければいい」という無責任な態度ならともかく、真に責任ある立場として「知財立国」の将来を思うのであれば、「知的財産は本来、人類の共有に帰すべきものである」という基本を失ってはならず、著作権の無期限化への扉を開くという意味で、この点には慎重であるべきと考えます。かつて江戸時代の学者、石田梅岩はその著書の中で「二重の利を取り、甘き毒を喰ひ、自死するやうなこと多かるべし・・・実の商人は、先も立、我も立つことを思うなり」と書きました。権利保護一辺倒ではなく、日本の良き伝統から学び、先を読んであえて「甘き毒を喰」わない、そんな判断ができる程度には、人間賢くありたいものです。

もうひとつには、この保護期間延長は、産業界においても大変影響が大きいということですので。いまや著作権法は文化振興のみならず、ソフトウェアのプログラムや学術情報の流通といった点で、産業とも大きく関わっています。「知財立国」政策においては、ナレッジ・マネジメント即ち情報共有によって「知の増幅」が起りやすい環境を整備し、「創造」を喚起することが最終的には最も重要になるため、公開を担保していない著作権制度における安易な保護期間の延長はこれを妨げる危険性が高く、また公開制度を持ちつつ保護期間を 20 年と定める特許権や意匠権などの産業財産権との関係においても、著しく均衡を欠くものであります。

6. 侵害とみなす行為等関連

要望中、「輸入から頒布目的の要件を外すべき」との意見が見られ、そのような法改正であっても著作権制度の本質から外れるものではないとは思いますが、将来の子供たちに顔向けができないほど莫大な赤字を抱えるわが国においては、実際に侵害品の輸入を摘発する税関におけるコストと、頒布以外の目的で輸入される（おそらくごく少数の）侵害品における利益喪失とのバランスを考えた場合に、これはリアリティがないと言っていいほどコスト・パフォーマンスが悪く、「行政の効率化」が叫ばれる昨今、このような形での国民負担の増大は、国民の理解を得られないものと考えます。また、このような実現性のない法律自体、いかがなものかと思えます。

また要望中、音楽レコードの還流防止措置について言及が見られますが、今年6月のこの法改正が、法律の専門家のみならず音楽ファンの反発を大いに招き、著作権というものの存在が（「悪法」として）広く知られるところとなるとともに、反「知財立国」論者を大量生産した、そういう意味で、政府の知財戦略として大いに「戦略的」であったことは、記憶に新しいところであります。

ベルヌ条約の大きな柱として「内国民待遇の原則」が掲げられていることからわかるように、本件のような正当にライセンスされた音楽レコードの還流防止は著作権の本質から外れるものであり、仮に音楽レコードの還流が日本の音楽産業に壊滅的な打撃を与えるというのであれば、これは本来通商問題として処理されるべきものであると考えます。自国の産業に壊滅的な打撃を与える場合の例外的な自由貿易の制限はWTOも認めることであり、この解決方法を誤ったことは、ベルヌ条約違反のリスク、国際消尽を通説とする国際的枠組からの孤立、法制度上輸入盤への権利行使が可能であり音楽ファンに大きな不安を与えているといった点で、多くのデメリットを生むこととなりました。従って「音楽レコードの還流防止措置」については、根本的な見直しを要求します。

9. その他

要望中、著作権法の目的（第1条）の見直しについての言及がありましたが、「保護」と「利用」が並列関係にある特許法などと比較して、著作権法第1条の内容は、「保護」が主で「利用」が従という関係になっており、近年の政策を見ても保護一辺倒の傾向が顕著に見られます。その結果、音楽業界においては、ユーザーの利便性を無視したことにより音楽レコードの商品力の低下を招き、音楽業界は業績低迷の原因を違法コピーに求め、ますます商品力を低下させるという、悪循環に至りました。この事例で明らかになったことは、「文化の発展に寄与する」には、クリエイターと合わせてユーザーの存在が不可欠で

あるということでありましょう。特に今年 of 音楽レコードの還流防止措置についての法改正における文化庁の偏向した態度には、目に余るものがありました。わが国の憲法は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」(第 15 条 2) と定めているということを、忘れてはいけないと思います。この「保護」と「利用」の不均衡を是正すべく、法目的においても見直しを行うとともに、「利用において何ができるか」ということも、以降の条文で具体化していくことが必要であると考えます。

また、要望中にはありませんでしたが、私が日常多様な法律に触れる中で、特に著作権法に違和感を感じるのは、法律というのは、その守るべき法益を本質としつつ、一定の普遍性をもって定められるべきものと考えておりますが、著作権法においては音楽レコードも、ビジネスソフトウェアも、映画も、その他のものにおいても、至る所で扱いが異なっているということです。私はこれら扱いの異なるものであっても、ほとんどの場合において守るべき法益は一致しているものと理解しておりますが、それでも取り扱いが異なるのは、とりもなおさず著作権法が本来守るべき法益から離れて現状のビジネスモデルにまで立ち入り、結果的にそれを保護してしまっているためであると言わざるを得ません。ビジネスモデルにまで国家・法律が不必要に介入することは、わが国の憲法において認められている国民の経済活動の自由を侵すばかりでなく、ビジネスモデルそのものの進化を阻害し、時代遅れとなったビジネスは競争力を失い、結果的に「文化の発展に寄与」しないということは明白であります。したがって著作権法の根本的な見直しが必要であると考えます。